

## 与那原町家賃等給付金のお知らせ

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年1月から6月にかけて、沖縄県緊急事態宣言や飲食店の営業時間短縮要請及び不要不急の移動自粛・外出自粛要請が発出された。この影響を受け、売上が減少した事業者を対象に、家賃等の固定費負担を軽減するため、賃料を支払っている事業者に対し給付金を給付する。

申請書類等はこちら

【よなばるNAVI】 <https://yonabaru.okinawa/news/2021yachinkyuhu/>

### 2. 申請要件

次の(1)~(9)の各要件すべてを満たす者

- (1) 町内に事業所を有する企業及び個人事業者
- (2) 町内に事業用の建物や土地等を賃借、又車両や業務用冷蔵庫等の事業用設備をリースしている事業者

※自宅兼事業所としている方は別紙 Q&A をご参照ください

- (3) 次のいずれかの場合で、令和2年12月31日以前に営業を開始し、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している企業及び個人事業者

#### ア) 令和2年12月31日時点で業歴が1年以上の事業者

- ①令和3年1月から同年6月までの間で、任意3ヶ月の売上が令和2年1月~3月の3ヶ月分の売上と比べ30%以上減少している事業者

(例) 令和2年1月~3月の売上がある場合

令和3年の売上 (A) : 1月 85 万円、2月 71 万円、3月 92 万円、4月 73 万円、5月 74 万円、6月 66 万円※任意の3ヶ月 2月 71 万円、4月 73 万円、6月 66 万円

令和2年の売上 (B) : 1月 108 万円、2月 92 万円、3月 100 万円

平均 (A) = (71+73+66) 万円 / 3 = 70 万円

平均 (B) = (108+92+100) 万円 / 3 = 100 万円

減少率 = (B-A) / B × 100% = (100-70) / 100 × 100 = 30.0%

#### イ) 令和2年12月31日時点で業歴が1年未満かつ同年9月30日までに開業し、家賃等の支払いがある事業者

- ①令和2年1月に事業を開始しておらず、売上比較ができない場合は、任意の連続する3ヶ月間の売上が30%以上減少している事業者

- (4) 今後も与那原町内で事業継続の意向があること
- (5) 転貸（又貸し）をしていないこと
- (6) 賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物でないこと（自己取引）
- (7) 賃貸人と賃借人が配偶者また1親等内の親族でないこと（親族間取引）

- (8) 令和2年12月末日までを期限とする本町の公的義務（町税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）
- (9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- また、上記暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと

※今回の給付事業では沖縄県の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請協力金の対象店舗は本事業所の対象としません。

### 3. 給付概要

#### (1) 給付対象経費

家賃・地代（店舗・事業所等の建物・土地分）、車両や業務用冷蔵庫等の事業用設備のリース代  
・企業・個人事業主で複数の建物・土地等を借用している場合は合算して査定します。

#### (2) 給付額

家賃・地代や車両や業務用冷蔵庫等のリース代を合算した上限2万5千円の6ヶ月分を支給  
・千円未満切り捨て  
・1事業者につき申請は1回のみ

### 4. 申請

#### (1) 申請期間

令和3年7月1日（木）～9月30日（木） ※消印有効

#### (2) 申請方法

##### ・窓口申請（要予約）

与那原町役場観光商工課または与那原町商工会

##### ・郵送申請

与那原町観光商工課 ※商工会では郵送申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

#### (3) 申請先

申請書類一式を揃えた上で、以下の窓口まで申請をお願いします。なお、郵送申請については与那原町役場観光商工課のみで取り扱っていますのでご注意ください。

与那原町役場観光商工課（窓口申請・郵送申請）

〒901-1392  
 与那原町字上与那原16番地  
 与那原町役場 観光商工課  
 TEL：098-945-5323

与那原町商工会（窓口申請のみ）

〒901-1303  
 与那原町字与那原3090番地の8  
 与那原町商工会  
 TEL：098-945-3513

※申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めたり、確認のご連絡をするため、支払いに時間を要する場合があります。

※ご提出していただいた資料は返却できませんのでご了承ください。

(4) 申請書類入手方法

申請書は、与那原町ホームページからダウンロードをして頂くか、与那原町役場観光商工課または与那原町商工会の窓口でも申請書類を配布しております。

5. 申請書類等

作成していただく資料	①	2021 与那原町家賃等給付金交付申請書兼請求書 【原本】
	②	申請における誓約書【原本】
	③	アンケート【原本】
ご準備していただく資料	④	売上が減少していることが分かる資料（昨年分と今年分）【コピー】 試算表、売上台帳、売上明細等、売上高がわかる資料 等
	⑤	2020年分の確定申告書第一表の控え【コピー】
	⑥	賃貸借契約書・リース契約書等【コピー】リース物件等の写真（全体写真と品番がわかる写真を撮影して提出） （令和2年12月31日及び申請日時時点で有効であり、以下の内容がわかるもの） 貸主・借主の名前、家賃、契約期間、対象物件情報（所在地、構造・規模、使用目的等）、押印があること（ただし署名があれば不要）
	⑦	当給付金申請日の直近6ヶ月分の賃料・リース料等の支払実績を証明する資料【コピー】 通帳の写し（支払いが分かる部分）、領収書、振込明細書 等

⑧	与那原町内に事業所があることが確認できる資料【コピー】※与那原町商工会員は不要 営業許可証、店舗名義の電気・水道等の利用実績が分かる書類（令和3年1月1日以降の利用実績）、店舗の外観及び内観の写真 等
⑨	通帳表紙および表紙うら面【コピー】
⑩	代表者の本人確認書類【コピー】 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、保険証 等

※別紙Q&Aに添付資料の例外も掲載しておりますのでご確認ください。

※場合によっては追加の資料を頂くことがあります。提出いただいた資料は返却できません。

## 6. 支給の決定

本給付金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、申請書を受付けた日から10営業日程度で指定口座へ入金できる見込みです。

## 7. 不支給の通知

申請書類の審査の結果、本給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知）を発送します。

## 8. その他

- (1) 窓口での申請は事前予約制となっております。予約がないまま窓口にいざした場合は、対応できないこともありますので必ず事前に電話予約をしてください。
- (2) 体温が37.5度以上ある方や体調のすぐれない方は窓口での申請はご遠慮願います。郵送による申請も可能となっておりますので、そちらもご利用ください。
- (3) 窓口で申請される方はマスクを着用するなど、感染症対策をお願いします。
- (4) 申請受付期間中に事業所の名称、代表者等を変更した場合は、原則本給付金申請を行うことはできません。
- (5) 本給付金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本給付金を返還していただきます。
- (6) 本給付金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、与那原町は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。